

## 令和 2 年度公益法人立入検査から見てくるもの

青森県環境生活部県民生活文化課

### 1 理事会・社員総会・評議員会の議事録に法定事項が記載されていない、又は誤りがある。

通常の理事会の議事録には、開催日時・場所、議事の経過、出席した理事の氏名、議長の氏名等を記載し、出席した理事（代表理事のみの場合あり）及び監事が署名又は記名押印しなければならない。（一般社団・財団法人法第 95 条、一般社団・財団法人法施行規則第 15 条）

社員総会や評議員会の議事録には、開催日時・場所、議事の経過、出席した評議員・理事・監事の氏名、議長の氏名、議事録作成者の氏名等を記載しなければならない。（一般社団・財団法人法第 57 条、第 193 条、一般社団・財団法人法施行規則第 11 条、第 60 条）

### 2 理事会の招集手続に誤りがある。

理事会の招集手続を省略する場合は、理事及び監事全員の同意がなければならない。（一般社団・財団法人法第 94 条第 2 項、第 197 条）

### 3 業務執行理事の理事会への報告が適切に行われていない。

代表理事のほか、業務執行理事は、法律・定款で定められた時期・回数により、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。（一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項）

### 4 変更の届出が提出されていない、又は遅延している。

### 5 定期提出書類の提出が遅延している。

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書等を、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に事業報告等に係る提出書類を、行政庁に提出しなければならない。（認定法第 22 条第 1 項）

### 6 役員の報酬基準の公表が行われていない。

公益法人は、理事・監事・評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならない。（公益法人認定法第 20 条第 2 項）

### 7 理事・監事・評議員の欠格事由等の確認がなされていない。

理事、監事、評議員が暴力団員等である、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わった日から 5 年を経過していない等の欠格事由に該当する場合は、公益認定を受けることができない。（公益法人認定法第 6 条第 1 号）

理事（監事）と特別の関係がある理事（監事）の合計数が理事（監事）総数の 3 分の 1 を超えない等の公益認定基準に適合しないときは、公益認定を受けることができない。

（公益法人認定法第 5 条第 10 号、第 11 号）

### 8 公印管理や財産管理、現金取扱等に関する規程がなく、取扱いが曖昧である。

### 9 財務規程、公印管理規程等はあるが、規程等に基づいた取扱いがなされていない。